○外務省告示第百二十四号

令和八年二月二十四日にマジュロで、マーシャル諸島共和国における地域の食料供給強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和八年四月二日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　地域の食料供給強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億三百万円

3　署名者

日　本　側　相馬弘尚在マーシャル大使

国際移住機関側　ヒラリー・バンダウェイ在マーシャル支所長

○外務省告示第百二十五号

令和八年二月二十六日にアピアで、サモア独立国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

令和八年四月二日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億三千六百万円

3　贈与の供与期限　令和十年二月二十九日

4　署名者

日　本　側　鈴木亮太郎在サモア大使

サモア側　ラアウリアレマリエトア・レウアテア・ポラタイバオ・フォシ・シュミット首相兼外務貿易大臣

○外務省告示第百二十六号

令和八年三月三日にスバで、サモア独立国及びフィジー共和国における子供及び若者の薬物使用防止対策計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

令和八年四月二日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　子供及び若者の薬物使用防止対策計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億九千八百万円

3　署名者

日　本　側　田島浩志在フィジー大使

国際連合児童基金側　ヘイミッシュ・ヤング太平洋島嶼国代表

令和八年四月二日

○農林水産省告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字恵良字乙見良津一二三八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市大字堅田字山中四六八六、四六八七、四七〇六・四七一一・四七一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字大肥字瀬部一三二四、一三二六の一、一三二六の二、一三二九、一三三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬部一三二六の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字四日市字妙見石三二七〇の一、三二七〇の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市宇目大字南田原字上葛葉一八二三の一、字ザレ一九〇五の三、一九〇五の四、一九〇五の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）